

マダガスカル工業所有権庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 MG. I
譲渡証書	附属書 MG. II
委 任 状	附属書 MG. III

略語のリスト

国内官庁：	マダガスカル工業所有権庁
OPPI：	工業所有権の保護に関する取り決めに定める政令
DA：	政令を適用する省令

指定（又は選択）官庁 MG	マダガスカル工業所有権庁	概要 MG
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	フランス語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	要求されない	
国内手数料	通貨：アリアリ (MGA) 出願手数料 ^{2, 3} …………… MGA 180, 000 (144, 000) ⁴ 年金 ⁵ ： －第3年度…………… MGA 125, 000 (100, 000) ⁴	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	国内手数料の減額については附属書MG. I を参照	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わない場合、国内官庁は通知を受領した日から4箇月以内に出願手数料を支払うよう出願人に求める。
- 3 付与及び公告手数料を含む。
- 4 括弧内の額は出願人が指令No. 12285/2013附属表で特定する国の1つに居住する自然人又は本店を有する法人である場合に適用される（www.omapi.mg/taxes_brevet.html 参照）。出願人が複数名であれば、各出願人がこの基準を満たさなければならない。
- 5 第3年度の手数は国際出願日から24箇月以内又は優先日から30箇月以内のいずれか遅く満了する期間内に支払う。

MG	マダガスカル工業所有権庁 (続き)	MG
国内官庁の特別の要件 (P C T 規則51の2) ⁶	発明者の名前及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名⁷ 発明者及び特許出願をする出願人の権利に関する譲渡証書又は宣誓書⁷ 先の出願について主張しなかった場合には、先の出願の優先権を主張する権利に関する出願人の宣誓書⁷ 出願人がマダガスカルに居住していない場合には、代理人の選任 該当すれば、コンピューター読み取りが可能な形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リスト	
誰が代理人として行為できるか？	マダガスカルに居住する、国内官庁に対して手続する権利を有する特許代理人 ⁸	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T 規則49の3. 2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

6 P C T 第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知を受領した日から4箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てが規則4. 17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

8 登録特許代理人のリストは国内官庁ウェブサイト http://www.omapi.mg/listes_des_mandataires.html から入手することができる。

国内段階の手続

MG. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

DA Art. 11(l)

MG. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書MG. I に概説されている。

DA Art. 11(c)

MG. 03 譲 渡

出願人が発明者でない場合、譲渡証書又は発明者及び特許出願をする出願人の権利に関する宣誓書を提出しなければならない。譲渡書類の見本（マラガシ語、フランス語及び英語）は附属書MG. III に複製されている。

OPPI Art. 132

DA Art. 11(e)

MG. 04 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本（マラガシ語、フランス語及び英語）は附属書MG. II に示されている。

OPPI Art. 32

DA Art. 56

MG. 05 年 金

年金は第3年度から国際出願日の各年の応当日以前に支払わなければならない。最初の年金の支払期日については、概要を参照。出願人が適時に年金を支払わない場合、遅延支払の割増料を条件に期日から6箇月以内であれば支払うことができる。年金額は附属書MG. I に示されている。

PCT Art. 28

41

DA Art. 36

MG. 06 出願の補正及びその時期

国内段階において、特許付与まで補正することができるが、主題が補正によって拡張されないことを条件とする。補正手数料を支払わなければならない。その額は附属書MG. I に示されている。

OPPI Art. 4 to 6

18

25

DA Art. 40

MG. 07 審査手続

国際予備審査報告が作成されている場合、出願は特許性についての審査に付される。国際予備審査報告が作成されていない場合には、特許が発行されない分野に発明が該当するか否か、及び出願が国内法に従い作成された明細書及び請求の範囲を含むか否かを決定することに審査は限定される。

PCT Art. 25

PCT Rule 51

OPPI Art. 33

DA Art. 58

MG. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。検査は回復手数料の支払を添えて請求しなければならない。その額は附属書MG. I に示されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、検査請求拒絶の通知から1箇月以内に管轄裁判所に上诉することができる。

PCT Art. 24(2)

48(2)

OPPI Art. 33

DA Art. 58

MG. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

出願人が国際段階の期間中、又は国内官庁に対する手続において、自己の管理を超える理由により期間を遵守しなかった場合には、その理由が適用されなくなった時から2箇月の期間内に書面で回復請求することができる。回復請求にはその事実を記載し、回復手数料を添付しなければならない。その額はMG. I に示されている。請求が拒絶された場合には、請求拒絶通知書の保持者又は代理人が受領してから4箇月以内に管轄裁判所に上诉することができる。

手 数 料

(通貨：アリアリ)

出願手数料 ¹ （最初の2年間を対象とする）	180,000	(144,000) ²
各分割出願についての手数料	10,000	(8,000) ²
優先権主張手数料，各主張につき	65,000	(52,000) ²
10個を超える各請求の範囲についての請求の範囲手数料	60,000	(48,000) ²
20枚を超える明細書の各用紙についての追加手数料	25,000	(20,000) ²
補正又は誤記訂正手数料，変更又は差替の各頁につき	8,000	(6,400) ²
年 金：		
－出願日の3年目の応当日前	125,000	(100,000) ²
－出願日の4年目の応当日前	125,000	(100,000) ²
－出願日の5年目の応当日前	125,000	(100,000) ²
－出願日の6年目の応当日前	380,000	(304,000) ²
－出願日の7年目の応当日前	380,000	(304,000) ²
－出願日の8年目の応当日前	380,000	(304,000) ²
－出願日の9年目の応当日前	380,000	(304,000) ²
－出願日の10年目の応当日前	380,000	(304,000) ²
－出願日の11年目の応当日前	650,000	(520,000) ²
－出願日の12年目の応当日前	650,000	(520,000) ²
－出願日の13年目の応当日前	650,000	(520,000) ²
－出願日の14年目の応当日前	650,000	(520,000) ²
－出願日の15年目の応当日前	650,000	(520,000) ²
－出願日の16年目の応当日前	750,000	(600,000) ²
－出願日の17年目の応当日前	750,000	(600,000) ²
－出願日の18年目の応当日前	750,000	(600,000) ²
－出願日の19年目の応当日前	750,000	(600,000) ²
－出願日の20年目の応当日前	750,000	(600,000) ²
第15年度を超える特許延長請求手数料	40,000	(32,000) ²
年金の期日後支払の割増料	50,000	(40,000) ²
回復手数料	65,000	(52,000) ²

手数料の支払方法

マダガスカルに居住していない出願人は，すべての手数料（年金を含む）を，国内官庁に対して手続をする資格のある選任された代理人を通じて支払わなければならない。

- 1 付与及び公告手数料を含む。
- 2 括弧内の額は出願人が指令No. 12285/2013に附属する手数料表で特定する国の1つに居住する自然人又は本店を有する法人である場合に適用される（www.omapi.mg/taxes_brevet.html 参照）。出願人が複数名であれば，各出願人がこの基準を満たさなければならない。

**ACTE DE CESSION / DEED OF ASSIGNMENT /
SORA-PANEKENA FAMINDRAN-TOMPO**

Je/Nous soussigné(s)

It is hereby declared that I/we the undersigned

Izaho (Izahay) manao sonia eto ambany

déclare/déclarons par le présent acte avoir cédé mon/notre droit de demander et obtenir un brevet à Madagascar en ce qui concerne l'invention intitulée :

have assigned my/our right to apply for and obtain a patent in Madagascar in respect of the invention entitled:

dia manambara amin'ny sora-panekena etoana ny famindrana ny zoko/zonay hangataka sy hahazo fanamarinan-ko mpamorona eto Madagasikara momba ny famoronana mitondra ny anarana hoe:

à/to/ho an'i :

Lieu/Place/Toerana :

Date/Daty :

Signature(s)/Sonia

**AUCUNE LEGALISATION REQUISE / NO LEGALIZATION REQUIRED /
TSY MISY FANAMARINANA TAKIANA**

POUVOIR / POWER OF ATTORNEY / FAHEFANA

Je (Nous) soussigné(s)

I (We)

Izaho (Izahay) manao sonia eto ambany

(Nom et adresse)

(Name and address)

(Anarana sy adiresy)

donne (donnons) pouvoir à

do hereby authorize

dia manome fahefana an'i

de me (nous) représenter pour les procédures concernant la demande internationale indentifiée ci-dessous:

to represent me(us) in all proceedings related to the processing of the following international application:

hisolontena ahy (anay) amin'ny paika mikasika ny fangatahana iraisam-pirenena voafaritra eto ambany:

auprès de l'Office malgache de la propriété industrielle et d'effectuer tout paiement ou de recevoir tout
remboursement en mon (notre) nom

before the Industrial Property Office of Madagascar and make or receive payments on my(our) behalf.

eo anatrehan'ny Fimasoana Malagasy ny Fizaka-manana ara-Indostria sy hanatanteraka ny fandoavam-bola na
handray ny famerenam-bola rehetra amin'ny anarako (anaranay).

Lieu / Place / Toerana:

Date/Daty:

Signature(s) / Sonia: